

第2次行橋市男女共同参画プランの策定にあたって

我が国は、少子・高齢化などの社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を、21世紀わが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を交付・施行し、国民・自治体の責務が明記されました。

さらに、国際的な動きを背景に、県や各自治体でも、男女共同参画社会への取り組みが推進されています。

本市においては、平成8年4月、女性問題の解決を図るため、秘書企画課内に女性相談室を設置し、平成11年3月、京築地域で最初に「行橋市男女共同参画プラン（第1次）」を策定、市民との連携を図りながら、着実に施策の推進を図ってきました。しかし現実には、過去2回の市民意識調査にもみられるように、「男は仕事、女は家庭」といった性別で役割を固定的にとらえる意識や男性優位の価値観が依然として根強く残っており、男女間の不平等、女性に対する暴力、少子・高齢化問題など男女平等社会とはいえない状況にあり、男女共同参画社会の実現に向けた対応が緊要な課題となっています。

本市は、市民参画のまちづくりを市政の要としており、このような課題の早期解決をめざし、市民・事業者の皆様と一体となって、男女が共に生き活きと参画できる男女共同参画社会の実現に取り組むことを明確に示した「男女共同参画を推進する条例」を平成16年4月に施行したところです。

この「第2次行橋市男女共同参画プラン～ゆくはしアクションプラン21～」は、条例に基づく初めての基本計画であり、条例に掲げられた8つの基本理念に沿って、男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的・計画的にすすめていくために、行橋市男女共同参画審議会からの答申を基に策定したものです。

また「市民の意見を聴く会」や「パブリックコメント」の募集等での市民の皆様のご意見を踏まえ、第1次プランの成果や課題を引き継ぎながら、新たな課題への対応も含めています。

本市は、このプランに基づき、さらに男女共同参画社会づくりのための拠点の設置や子育て・教育・環境・家庭・地域や高齢者福祉など、広範な分野にわたる施策の中に男女共同参画の視点を定着させ、課題の解決に向け積極的に取り組んでまいります。

しかしながら、このプランを推進するには、市が率先して取り組んでいくことはもちろん、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要です。市民の皆様も家庭や地域、学校、職場などで男女平等の推進のための課題について、大いに議論して頂きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、このプラン策定にあたり熱意あるご審議、ご提言を頂きました行橋市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せ頂きました多くの市民の皆様へ厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

行橋市長 八 並 康 一

